

国民年金には 保険料の免除制度があります

長い人生には、事故や病気などで働けず、国民年金の保険料を納められないなど、思わぬ困難に遭遇することがあるかもしれません。

こんなときのために第一号被保険者には、保険料の免除制度があります。

免除を受けると将来年金を受ける際、免除を受けた期間については年金額が保険料を納めた場合の3分の1になりますが、何もしないで未納のままにしておくとも将来の老齢基礎年金はもちろん、万一時の障害基礎年金や遺族基礎年金等が受給できない場合もあります。

免除を受けた期間は、十年前までさかのぼって納めることができますので、納められるようになつたら追納して、将来の年金を豊かなものにしていきましょう。

第一号被保険者
農業や自営業、自由業などの給与所得でない人、また、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない人や無職の人たちをいいます。

全国の国民年金保養センター利用料の一部補助

社団法人全国国民年金福祉協会連合会では、みなさんに国民年金保養センターを利用していただくために利用補助券を交付することになりました。(補助券の枚数に制限があります。)

- 交付対象 国民年金の被保険者および受給権者
- 補助金額 一人一泊 500円
- 有効期限 平成3年3月31日
- 申し込み方法 利用者個々について、次の事項を官製ハガキに書いて申請してください。

- ① 国民年金証書の記号番号
 - ② 利用者の住所氏名
 - ③ 利用施設名及び利用年月日
- 申し込み先 ☎ 260-191 千葉市市場町1-1-1 千葉県社会部国民年金課内(財)千葉県国民年金福祉協会 (☎ 0472-2382)

7月の
土曜閉庁は
14日と28日

(8月は
11日と25日)

退職者医療制度では、どんな給付が受けられるのですか？

Q

病気やけがでお医者さんにかかったとき、自己負担額(3割)が次のように軽減されます。

A

■退職者医療制度の給付

退職被保険者本人

	自己負担	給付
外来	2割	8割
入院	2割	8割



被扶養者

	自己負担	給付
外来	3割	7割
入院	2割	8割



こくほ
Q & A

退職者医療制度